

福祉委員とは

昭和50年4月に始まりました「福祉委員制度」についてご説明します。

地域住民が主体となった、誰もが安心して暮らせる地域（福祉コミュニティ）づくりの輪（ネットワーク）に、随時受け付けておりますので、ぜひあなたもご参加ください。よろしくお願ひします。

選出や任期は？

地域の自治会やコミュニティ推進協議会、民生委員児童委員、保護司、青少年補導委員、老人クラブ、PTA、子ども会、障がい者団体の代表、ボランティア、福祉に熱意・関心のある地区推薦の方々に「福祉委員」をお願いしており、平成29年3月末現在で1,247名の福祉委員が川西市社会福祉協議会（以下、社協という）会長から委嘱されています。任期は2年間です。

福祉委員になっていただける方を、随時受け付けております。ただし、活動中の万が一の事故に備え、ボランティア保険（兵庫県ボランティア・市民活動災害共済）に加入しているため、（福祉委員の保険料は、市社協が負担しています。）各地区福祉委員会もしくは社会福祉協議会事務局へお申し出ください。

所属は？

おおむね小学校区単位に『地区福祉委員会』が設置されています。

活動は主に地区福祉委員会ごとに行われます。

役割は？

誰もが安心して暮らせる地域（福祉コミュニティ）づくりを行う際の推進役で、いわば福祉のまちづくりを進めていくボランティアです。

福祉委員は、それぞれの選出された団体や地域の声・ニーズを地区福祉委員会の活動計画に反映させたり、地域福祉活動を行う際のお世話役としての役割があります。

活動は？

地域には様々な福祉課題があります。特に高齢者や障がいのある方、子育て中の方、生活していく上で困難な問題をかかえている方々が、安心して、しかも生きがいをもって暮らしていけるよう、福祉についての啓発活動や交流活動、ひとりぐらし高齢者等の仲間づくり、福祉講座の開催などを行っています。また、地域での自立生活を支えていけるようにと、ボランティアの育成や助け合い活動、声かけ・見守り活動なども行っています。

平成16年度からは、「福祉デザインひろば」づくり事業が始まり、地域福祉拠点を中心に、自治会やコミュニティ推進協議会、民生委員児童委員、各種関係団体等と連携しながら、福祉ネットワーク会議の開催、情報の受発信、相談窓口の設置、ボランティア活動の推進、交流事業等の取り組みが行われており、福祉委員はその中心的な役割を担うことが期待されています。

（福祉委員の選出分野や活動等は、地区により異なる場合があります。）

福祉委員の役割

福祉委員は社協会長から委嘱を受けた人で、地域における福祉活動の推進役、いわば“ふくしのまちづくり”を進めていくボランティアです。

それぞれの選出分野ごとの役割は、おおむね次のようになっています。

コミュニティ・自治会の代表からなる福祉委員の役割

- ① コミュニティや自治会組織を通じて、社協の支援、及び地区福祉委員会事業の推進をはかる。
- ② コミュニティや自治会の福祉ニーズ反映及び地区福祉委員会との連絡調整を行う。
- ③ 主に福祉啓発、交流事業を行う。

民生委員児童委員からなる福祉委員の役割

- ① 要援護世帯（ひとりぐらし高齢者、寝たきり高齢者、高齢者夫婦、障がい者世帯など）の状況やニーズ把握などの調査活動及び情報提供、サービス調整を行う。
- ② 要援護者の交流の場、仲間づくりを進める。

社会福祉の関係諸団体の地区代表者からなる福祉委員の役割

老人クラブ、青少年補導委員、PTA、子ども会、保護司、障がい者団体、一人暮らし高齢者の会など

- ① 所属団体の福祉ニーズ反映及び地区福祉委員会との連絡調整を行う。
- ② 主に福祉啓発、交流事業を行う。

地区推薦、ボランティア部会の代表者からなる福祉委員の役割

- ① 要援護世帯への援助活動を行う。
- ② 要援護者の交流の場、仲間づくりを進める。

～福祉委員全員に共通する役割～

- ① 地域における福祉の実情把握と住民の福祉問題を明らかにし、福祉活動に反映する。
- ② 地域の住民や要援護世帯へ必要な福祉情報を提供する。
- ③ 地区福祉委員会の運営及び計画の立案に参画し、事業を推進する。
- ④ ボランティア部会を組織し、参加（任意）する。また、援助活動を行う。
- ⑤ その他、福祉のまちづくりに必要とされる事業への参加、協力を行う。

※ 地域の実情により、活動や役割が異なる場合もあります。

社会福祉協議会(略称「社協」)とは？

〔1〕 目的・役割

社協は、社会福祉法人格を持った民間の福祉団体です。社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられています。

『“暮らし続ける” 想いが ^{かな}叶うまち かわにし ～お互いさまがこだまする福祉コミュニティの実現～』を福祉目標に、行政や各種関係機関・団体、地域住民の方々の参加、協力、連携により、地域福祉、在宅福祉事業を推進しています。

* 社協は、昭和29年8月1日に設立され、昭和50年3月31日に社会福祉法人として認可されました。

〔2〕 組織・構成

社協は、自治会やコミュニティ推進協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体などの住民を主体とした団体と、公私の福祉・保健・医療・教育・福祉施設などの関係機関・団体の参加、協力を得て、執行機関としての理事会（16名）、議決機関としての評議員会（42名）を構成しています。

特に、おおむね小学校区に設置している地区福祉委員会は、地域の福祉活動を推進する住民組織として、社協の基盤となる組織です。

〔3〕 運営や事業の財源

社協の事業、運営に要する財源は、社協会費や共同募金の配分金、善意銀行の寄付金並びに介護保険、障害者総合支援法収入、福祉用具利用料など、そして、市・県社協からの補助金や 委託金などの収入で賄われています。

地区福祉委員会とは？

〔1〕 地区福祉委員会

社協の地域組織で、昭和58年からおおむね小学校区単位に設置し、それぞれの地域の自治会やコミュニティ推進協議会、福祉、教育等関係団体、ボランティア、住民の参加で、誰もが安心して暮らせる地域（福祉コミュニティ）づくりを目指して活動を行っている住民の自主的な組織です。

〔2〕 地区福祉委員会の構成と福祉委員

自治会やコミュニティ推進協議会、民生委員児童委員、保護司、青少年補導委員、PTA、子ども会、老人クラブ、障がい者団体等の代表、ボランティア、福祉に関心のある方々（地区推薦）を“福祉委員”として委嘱しています。その福祉委員がおおむね小学校区単位に“地区福祉委員会”を構成しています。